

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新庄市

2 構造改革特別区域の名称

新庄藩どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

新庄市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 地勢・気候

本市は、山形県北部の新庄盆地のほぼ中央に位置する最上地域（1市4町3村）の中心市である。四方を山地に囲まれ、北東部には奥羽山脈（神室連峰）が連なるとともに、南西部には最上川が流れ、その支流となる升形川や泉田川の扇状地に市街が広がっている。年平均気温は約11℃で、冬季の降水（雪）量が多く、日本海側の冬型気候の特徴が顕著に見られる豪雪地帯である。

(2) 沿革

本市は、1622（元和8）年に戸沢政盛公によって開かれた新庄藩の城下町として整備され、1871（明治4）年の廃藩置県まで約250年にわたり藩政の中心として栄えた。1889（明治22）年町村制施行により新庄町が誕生し、その後、1948（昭和23）年に稲舟村と合併、翌1949（昭和24）年に市制が施行され、県内5番目の市となった。さらに、1955（昭和30）年に萩野村、翌1956（昭和31）年には八向村と合併し、現在の市が形成された。

交通については、1903（明治36）年に奥羽本線が開通し新庄駅が開業すると、以降、1914（大正3）年に陸羽西線開通、1917（大正6）年には陸羽東線開通と、日本海と太平洋を結ぶ鉄路が敷かれたことにより、新庄駅で鉄路が交差した。また、国道13号と国道47号も交差していることから、「東北の十字路」として交通の要衝となっている。1999（平成11）年には、山形新幹線が新庄駅まで延伸し、また、2014（平成26）年には、東北中央自動車道の一部となる「尾花沢新庄道路」が全線開通となるなど高速交通網の整備が進められている。

(3) 人口

本市の人口は、2015（平成27）年10月に行われた国勢調査では36,894人だった。1960（昭和35）年に43,550人をピークに、1990（平成2）年以降、減少傾向にある。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が公表した推計によると、本

市の人口は2045（令和27）年には23,018人まで減少すると予測される。

男女の差としては、300人ほど女性が多く、今後もこの傾向の継続が予測される。

（4）土地利用

令和元年における市土地利用の状況は、森林が57.5%、農用地24.4%、宅地が4.6%、水面、河川、水路が4.1%、道路が3.9%、原野が3.6%、その他が1.9%となっている。近年の土地利用の動向をみると、農用地が減少している一方で、宅地や道路が増加していることから、農用地から宅地や道路への利用へ転換が進んでいると考えられる。地価は、地域経済の低迷や人口減少により土地需要は弱含みで推移していることから、20年以上下落が続いているが、下落率は縮小傾向にある。

（5）農業

本市は、山形県北東部の最上地域の中心に位置し、盆地特有の高温多湿・積雪地帯であるものの、豊かな自然と田園に恵まれ、稲作を主体とする農業生産が展開されている。複合経営部門として、畜産・野菜・菌茸栽培等に取り組んでおり、さらに、施設園芸を導入した収益性の高い農業経営を目指す経営体も出てきている。

（6）商工業

本市は、小売業、卸売業の集積により高い自市町村購買依存率を保ち、かつ最上地域の商業機能の中心的機能を果たしているものの、旧来からの商店街においては空き地や空店舗が目立ち、商業機能が著しく低下してきている。身近な商業機能の維持という観点から、これを再生することが緊急の課題となっている。また、工業については、事業者数が減少し、出荷額も減少傾向にあり、研究機関や金融機関等との連携による新たな技術の導入や製品の高付加価値、異業種も含めた地域内の企業等の連携により収益の改善とコストの低減を図る必要がある。

（7）観光・交流

本市の観光客数は、念願であった山形新幹線の新庄延伸を機に増加傾向にあったが、その後横ばいに転じている。観光の目玉である新庄まつりは、2009（平成21）年に国重要無形民俗文化財に指定され、2016（平成28）年にはユネスコ無形文化遺産に登録されたことや味覚まつりの実施による市内外への食文化の発信などにより、観光振興を行っている。

5 構造改革特別区域計画の意義及び目標

本市における販売金額1位の農産物である「米」は、2022（令和4）年に「第24回米・食味分析鑑定コンクール国際大会」で金賞を受賞したほか、山形県主催の優良酒米コンテストでは、毎年上位受賞を果たすなど県内有数の酒米の産地である。そこで、「米どころ新庄」として全国での認知度を高めるための方策として、濁酒の

製造を展開する。

また、本市では、有機農業等の環境に配慮した持続可能な農業を広げていくため、2024（令和6）年4月に「オーガニックビレッジ」宣言を行った。そこで、有機農業等の付加価値を付けることで濁酒の特産品化を図る。

さらに、2025（令和7）年に本市は開府400年を迎えるとともに、ユネスコ無形文化遺産に登録されている新庄まつりは270年祭記念を迎える節目の年であるため、記念品としても重宝されることが予測できる。

本計画により規制改革の特例措置を活用することで、自らが作った米で濁酒を製造する農家レストランや農家民宿を営む者が増え、都市農村交流を軸に本市の活性化を図ることを目標とする。

6 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

この計画の実施により、製造された濁酒と本市で開催されている、春の「新庄カド焼きまつり」、夏の「新庄まつり」、秋の「新庄味覚まつり」、冬の「新庄雪まつり」等の四季折々のイベントと連携し、都市と農村の交流が拡大することが期待される。

また、交流人口の増加に伴い、農家レストランや農家民宿や濁酒等の6次産業化の商品の需要が増加し、雇用の拡大や農業振興の増進につながることが期待される。

(1) 観光客の増加

新庄産米の認知度の向上、濁酒等の新たな特産品の開発や農家レストラン・農家民宿の開業により、地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待できる。

	令和5年度	令和8年度目標	令和10年度目標
観光客数	432,000人	450,000人	500,000人

（出典：山形県観光者数調）

(2) 新規起業の増加

構造改革特別区域計画の実施を契機に、農家レストラン及び農家民宿の起業が促進され、新たなビジネスモデルの創造が期待できる。

	令和5年度	令和8年度目標	令和10年度目標
農家レストラン・ 農家民宿の件数	1件	2件	3件

（出典：農林課調べ）

(3) 新たな特産品の開発

濁酒の製造は、本市の主要な農産物である米を活用した 6 次産業化の特産品となり、新庄産米の価値をさらに高め、農業所得の向上に繋がる取組みである。

また、濁酒の製造が定着化し、酒税法の本則規定である年間最低製造数量（6 キロリットル）の基準まで生産拡大が進み、将来的にはふるさと納税の返礼品等へと活躍の場が広がっていくことを期待している。

	令和 5 年度	令和 8 年度目標	令和 10 年度目標
特定酒類製造事業者	0 件	1 件	2 件

（出典：農林課調べ）

7 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 25 条）

1 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第25条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館・民宿・レストラン・飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載する者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

新庄市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実施される行為や整備される施設

上記2に記載された者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストランや農家民宿等を営む農業者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとした場合には、製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

濁酒製造は、本市の特産品である米を活用した新たな地場産業の創造であり、農業の活性化やひいては地域の活性化が期待されることから、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。

本市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。